

## 諸委員会規定

石油海事協会

### 1 総務委員会

#### (1) 役割

- ・決算案の承認と予算案の審議。
- ・会長、副会長、常任理事、専務理事、常務理事、監事、相談役、顧問等各候補の選考、推薦。
- ・事務局職員候補の選考、推薦。
- ・その他、事務局運営に関わる事項および業務委員会、技術委員会に属さない事項の調査、研究、立案。

#### (2) 委員

理事の中から会長が若干名を指名する。

#### (3) 任期

特に設けない。

#### (4) 運営

- ・委員長は互選とする。任期は2年とし重任を妨げない。
- ・開催は総会・理事会前と次年度予算案作成時を原則とし、その他に適宜開催する。

### 2 業務委員会

#### (1) 役割

- ・油濁損害補償に関わる海事問題等の調査、研究、立案。
- ・OCIMF 法律委員会、一般委員会（GPC：General Purposes Committee）等への提言。
- ・その他常任理事会等の諮問する事項の調査、研究、立案。

#### (2) 委員

会員会社から選出された若干名で構成し、専務理事が総務委員会に諮って任命する。

#### (3) 任期

特に設けない。

#### (4) 運営

- ・委員長、副委員長は互選で選出する。（任期は2年とし、重任を妨げない。）
- ・適宜開催。

### 3 技術委員会

#### (1) 役割

- ・海運の安全、油濁対策等の技術問題についての調査、研究、立案。

- ・ OCIMF 一般委員会 (GPC)、港湾委員会等への諸提言。
- ・ その他常任理事会等の諮問する事項の調査、研究、立案。

(2) 委員

会員会社から選出された若干名で構成し、専務理事が総務委員会に諮って任命する。

(3) 任期

特に設けない。

(4) 運営

- ・ 委員長は互選で選出する。(任期は2年とし、重任を妨げない。)
- ・ 適宜開催。

4. 本規定は平成 16 年 7 月 6 日より施行する。各委員会の委員長の任期は同日に開始する。

以上